

沿岸広域振興局長告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年7月27日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1（1）路線名 釜石住田線
 - （2）供用開始の区間 気仙郡住田町上有住字中沢218番3地先から69番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成30年7月27日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成30年7月27日から同年8月27日まで
- 2（1）路線名 吉里吉里釜石線
 - （2）供用開始の区間 上閉伊郡大槌町小槌第28地割字伸松115番3地先から117番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成30年7月27日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
 - イ 期間 平成30年7月27日から同年8月27日まで